

第四十八号議案

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額を改定する必要がある。